**用　語　解　説　（市　町　村　分）**

**基準財政需要額**普通交付税算定上、地方公共団体が合理的、かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額をいう。行政項目ごとの基準財政需要額は、次により算定される。

基準財政需要額＝単位費用×測定単位の数値×補正係数

**基準財政収入額** 普通交付税算定上、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額をいう。収入項目ごとに、次により算定される。

⑴　基準税率（標準税率×100分の75）をもって算定した法定普通税及び事業所税の収入見込額

　※法定普通税～市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税

⑵　利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び地方特例交付金の収入見込額の100分の75の額

⑶　所得税から個人住民税への税源移譲相当額、特別とん譲与税、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額

⑷　基準率（100分の75）をもって算定した国有資産等所在市町村交付金の収入見込額

⑸　交通安全対策特別交付金の収入見込額

⑹　地方自治法第252条の19による指定都市にあっては、上記のほか軽油引取税交付金の収入見込額の100分の75の額及び道府県民税所得割臨時交付金、分離課税所得割交付金、石油ガス譲与税の収入見込額

**標準財政規模**地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額

　　　　　　　 標準財政規模＝〔基準財政収入額－（所得割における税源移譲相当額の

25％）－地方譲与税－交通安全対策特別交付金〕×100/75

＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金＋普通交付税額

　　　　　　　　　令和元年度は、地方財政法施行令による特例により次により算定される。

　　　　　　　 標準財政規模＝〔基準財政収入額－（所得割における税源移譲相当額（三

位一体の改革分）の25％）－（所得割における税源移譲

相当額（県費負担教職員分）の25％）－（地方消費税交

付金における引き上げ分の25％）－分離課税所得割交付

金－地方譲与税－交通安全対策特別交付金〕×100/75

＋分離課税所得割交付金＋地方譲与税＋交通安全対策特

別交付金＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額

**財政力指数**基準財政収入額を基準財政需要額で除して得られた数値の過去３年間の平均値をいい、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられる。

　　　　　　　　　単年度の財政力指数が｢１｣を超える（基準財政収入額が基準財政需要額よりも大きい）地方公共団体は、普通交付税の不交付団体となり、｢１｣を超えた分だけ、標準的な水準を超えた行政活動を行うことが可能となる。

　　　　　　　　 財政力指数＝基準財政収入額／基準財政需要額